

福井県報

第 1800 号
平成 19 年
1 月 5 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧（農村振興課）……………
- 公有水面埋立ての免許の出願（砂防海岸課）……………
- 県営土地改良事業の工事の完了（二件）（嶺南振興局）……………

公告

- 土地改良区の役員の新任（坂井農林総合事務所）……………
- 土地改良区の役員の就任（同）……………
- 開発行為に関する工事の完了（越中計画課）……………

告示

福井県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（小浜東部地区 区画整理（経営基盤整備（ほ場））事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月5日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成19年1月9日から
平成19年2月6日まで
- 縦覧に供する場所
小浜市役所
若狭町役場

福井県告示第2号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、福井県土木部砂防海岸課、福

井県福井土木事務所および福井市役所において、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年1月5日

福井県知事 西川 一誠

- 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県

福井県福井市若杉3丁目401公舎

福井県知事 西川 一誠

- 埋立区域

(1) 位置

福井県福井市小丹生町55字佐武地先

における公有水面

(2) 区域

次のA-1の地点からA-2の地点までを順次に直線で結んだ線およびA-1の地点とA-2の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D. L. +0.509メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、およびB-1の地点からB-6の地点を順次に直線で結んだ線およびB-1の地点とB-6の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D. L. +0.509メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

A-1の地点 菜崎港第一防波堤灯台（北緯36度02分36.1秒 東経136度00分30.4秒）から方位角30度28分14秒 2002.00メートルの地点

A-2の地点 A-1の地点から方位角8度40分18秒 7.06メートルの地点

B-1の地点 菜崎港第一防波堤灯台（北緯36度02分36.1秒 東経136度00分30.4秒）から方位角30度06分32秒 2028.68メートルの地点

B-2の地点 B-1の地点から方位角358度31分30秒 6.99メートルの地点

B-3の地点 B-2の地点から方位角354度53分33秒 10.44メートルの地点

B-4の地点 B-3の地点から方位角352度26分18秒 5.99メートルの地点

B-5の地点 B-4の地点から方位角351度06分00秒 6.03メートルの地点

B-6の地点 B-5の地点から方位角349度57分10秒 8.57メートルの地点

(3) 面積

340.36平方メートル

- 埋立に関する工事の施工区域

(1) 位置

福井県福井市小丹生町55字佐武地先における公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線およびC-1の地点とC-28の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

C-1の地点 菜崎港第一防波堤灯台（北緯36度02分36.1秒 東経136度00分30.4秒）から方位角30度07分21秒 1967.57メートルの地点

C-2の地点 C-1の地点から方位角357度47分13秒 11.73メ

ートルの地点	
Cー3の地点	Cー2の地点から方位角 11度59分45秒　9.　31メー トルの地点
Cー4の地点	Cー3の地点から方位角 44度27分56秒　14.　48メ トルの地点
Cー5の地点	Cー4の地点から方位角 5度34分46秒　9.　22メー トルの地点
Cー6の地点	Cー5の地点から方位角 358度22分02秒　16.　98メ トルの地点
Cー7の地点	Cー6の地点から方位角 354度53分35秒　11.　21メ トルの地点
Cー8の地点	Cー7の地点から方位角 352度26分08秒　5.　39メ トルの地点
Cー9の地点	Cー8の地点から方位角 351度05分57秒　5.　64メ トルの地点
Cー10の地点	Cー9の地点から方位 角349度57分31秒　15.　58 メートルの地点
Cー11の地点	Cー10の地点から方 位角34度57分23秒　11.　70 メートルの地点
Cー12の地点	Cー11の地点から方 位角87度52分08秒　7.　40メ トルの地点
Cー13の地点	Cー12の地点から方 位角115度26分18秒　19.　5 4メートルの地点
Cー14の地点	Cー13の地点から方 位角126度04分33秒　8.　25 メートルの地点

Cー15の地点	Cー14の地点から方 位角131度44分30秒　9.　99 メートルの地点
Cー16の地点	Cー15の地点から方 位角141度24分10秒　3.　71 メートルの地点
Cー17の地点	Cー16の地点から方 位角154度41分35秒　5.　83 メートルの地点
Cー18の地点	Cー17の地点から方 位角170度35分43秒　9.　14 メートルの地点
Cー19の地点	Cー18の地点から方 位角179度53分20秒　7.　21 メートルの地点
Cー20の地点	Cー19の地点から方 位角186度46分42秒　8.　42 メートルの地点
Cー21の地点	Cー20の地点から方 位角193度51分04秒　6.　38 メートルの地点
Cー22の地点	Cー21の地点から方 位角200度44分33秒　7.　23 メートルの地点
Cー23の地点	Cー22の地点から方 位角209度45分01秒　7.　85 メートルの地点
Cー24の地点	Cー23の地点から方 位角214度18分16秒　14.　0 2メートルの地点
Cー25の地点	Cー24の地点から方 位角215度08分29秒　17.　4 4メートルの地点
Cー26の地点	Cー25の地点から方 位角210度25分19秒　10.　9 6メートルの地点
Cー27の地点	Cー26の地点から方

位角258度34分38秒	12.9
6メートルの地点	
—28の地点	C-27の地点から方
位角264度54分41秒	3.57
メートルの地点	

- (3) 面積
- 4, 252.　39平方メートル
- 4 埋立地の用途
- 道路用地
- 5 出願の日
- 平成18年12月5日

福井県告示第3号

県営土地改良事業の工事が完了したので、
土地改良法（昭和24年法律第195号）第
113条の2第3項の規定により、次のとお
り公告する。

- 平成19年1月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 地区名
- 下野木地区
- 2 土地改良事業の名称
- 県営土地改良事業（下野木地区 暗渠排
水（土地改良総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
- 平成15年12月10日

福井県告示第4号

県営土地改良事業の工事が完了したので、
土地改良法（昭和24年法律第195号）第
113条の2第3項の規定により、次のとお
り公告する。

- 平成19年1月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 地区名
- 下野木地区
- 2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（下野木地区 区画整
理（土地改良総合整備）事業）

3 工事完了年月日

平成16年3月25日

公 告

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和2
4年法律第195号）第18条第16項の規
定により、次の者が平成18年11月28日
に役員を退任した旨の届出があったので、同
条第17項の規定により公告する。

平成19年1月5日

役員名	氏 名	住 所
理 事	川崎 正規	あわら市堀江十楽25-25
〃	八木敬一郎	〃 舟津8-7
〃	大倉 敏廣	〃 布目31-12
〃	穴田伊佐務	〃 二面14-4
〃	吉川 武雄	〃 牛山116-63-1
〃	田川 譲	〃 国影6-11
〃	坂口 正美	〃 井江段19-1
〃	倉野 正章	〃 横垣10-9
〃	吉田 優一	〃 重義25-27
〃	橋 則雄	〃 番田25-51
〃	姉崎 晴美	〃 田中々23-2
〃	齋藤 一郎	〃 宮前6-3-1
〃	高橋 正史	坂井市三国町池上19-7
監 事	坪川 敬一	あわら市国影5-1
〃	竹内 和之	〃 重義24-1

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和2
4年法律第195号）第18条第16項の規
定により、次の者が平成18年11月29日
に役員に就任した旨の届出があったので、同
条第17項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所
理 事	川崎 正規	あわら市堀江十楽25-25
〃	八木敬一郎	〃 舟津8-7
〃	吉田 優一	〃 重義25-27
〃	奥野 實	〃 二面21-11
〃	吉川 武雄	〃 牛山16-63-1
〃	田川 譲	〃 国影6-11
〃	坂口 正美	〃 井江葭19-1
〃	田崎 雅治	〃 横垣10-10
〃	橋 則雄	〃 番田25-51
〃	姉崎 晴美	〃 田中々23-2
〃	近藤 正夫	〃 布目32-47
〃	齋藤 一郎	〃 宮前6-3-1
〃	高橋 正史	坂井市三国町池上19-7
監 事	穴田伊佐務	あわら市二面14-4
〃	近藤 善勝	〃 布目33-59

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月5日

福井県知事 西川 一誠

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

鯖江市上河端町67字1番1、10番および同68字2番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
名古屋市天白区高坂町81番地名晶住宅 青山 富次

平成十九年一月五日印
平成十九年一月五日発行

印刷

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県坂井市春江町中庄六一―三三

福井県
(株)エクシート

☎
⑤1五六七八番